

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和6年9月30日

届出年月日：令和6年9月24日

店 舗 名：ドン・キホーテ別府店

設 置 者：株式会社ユーコーラッキーウエスト

縦 覧 期 間：令和6年9月30日～

令和7年1月30日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（第6条関係）



※受理年月日	年 月 日
※整理番号	
※備考	

変更届出書

令和 6 年 9 月 24 日

大分県 知事 殿

株式会社ユーコーラッキーウエスト
代表取締役 金海 基泰
福岡県久留米市東町 28 番地 9

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ別府店

所在地 大分県別府市南的ヶ浜町 1000 番地 1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更

(変更前) 名称 (仮称) ドン・キホーテ別府店

所在地 大分県別府市南的ヶ浜町 1000 番地 1 外

(変更後) 名称 ドン・キホーテ別府店

所在地 大分県別府市南的ヶ浜町 1000 番地 1 外

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更

令和 4 年 12 月 13 日

4 変更する理由

(1) 正式名称が決定したため